

小・中学生育成委員会内規

- 1 本連盟規約第35条第2項の規定及び業務運営要項第11の規定に基づき、小・中学生育成委員会（以下「委員会」という）の内規を定める。
- 2 委員会は、小・中学生スキー愛好者の啓発増大を図るとともに、本県スキースポーツ人口の底辺拡大を推進するため、次の業務を担当し、これを処理する。
 - (1) 各地域小・中学生の保護者と地域指導者の組織作りに関する事。
 - (2) 各地域育成会等との懇談会に関する事。
 - (3) 各小・中学生及び各市町教育行政への啓蒙、協力依頼に関する事。
 - (4) 講習、練習、記録会等実践活動に関する事。
 - (5) 所属団体との連携及びスキー場への協力要請に関する事。
 - (6) 本委員会所管の行事計画及び予算に関する事。
 - (7) その他の所管事項に関する事。
- 3 委員会は、担当理事、部員及び各所属団体関係者若干名で構成し、選任については、理事会で決定し、本連盟会長が委嘱する。
- 4 委員長は委員の互選により定める。
- 5 委員会は、委員長が召集し、必要に応じて会長、副会長、理事長及び専門部関係者の出席を要請する。ただし、最初の委員会は、理事長が招集する。
 - (1) 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - (2) 委員会の議事は、出席委員の過半数で決するものとする。
- 6 委員の任期は、本連盟担当役員の任期と同一とし、再任することができる。
- 7 この内規の改廃は、理事会の決議による。

(附則)

- 1 この内規は、平成17年7月2日から施行する。
- 2 令和3年6月26日一部改正